

ア ス ク

Advise and Support Care services

介護サービス相談サポートセンター
福祉サービス第三者評価機関
地域密着型サービス外部評価機関

アスクニュースレター No. 54

2014年10月10日

発行 特定非営利活動法人アスク
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

TEL/FAX : 0287-62-4310

E-mail : npo.asc@nasuinfo.or.jp

web : http://asc.nas.ne.jp/

外部評価審査委員からのメッセージ

食べられる人から食べられない人へ フードバンクが仲介します！

平木ちさこ（ひらきちさこ）

よく、今どき食べるものに困っている人なんているの？ と尋ねられる。

います。フードバンク宇都宮には、多い日には5人ほどが「食べ物を分けてください」と訪ねて来ている。南から流れてきて宇都宮で下車した人、関西から福島に働きに来て雇い止めになり宇都宮で下車した人、持ち金数百円の人でも珍しくない。

また、子どもの貧困についても厳しい状況がある。ここ日光市内でも、給食の無い土日や、長期休みには本当に辛い思いをしている子どもたちがいる。学校にお弁当も持って行けない高校生もいる。お腹が空いても、家に食べるものが無い、ガスが止まっていてお風呂に入れない、親は夜も働いていて子どもだけで夜を過ごしている等。貧しくても生活保護は受けたくない、と昼夜働いている家庭もある。

フードバンクの対象者は原則として、生活保護受給者は除かれる。働けども働けども生活が苦しい個人や家庭、身体を壊して働けなくなっている人、少ない年金暮らしのお年寄り、障害を持つ人、また前述のような子どもたちに学校帰りにお風呂や食事を提供している施設等に配られる。現在、県内では、日光市2カ所、小山市、那須塩原市、宇都宮市でそれぞれのNPO法人が子どもたちをサポートしている。

ご飯にマヨネーズやめんつゆを掛けて食べている人にとって、海苔、カップめん、味噌、ふりかけ、魚の缶詰はご馳走だ。住み家の無い人にはバックごはんも有用だ。もちろん、お米も助かる。私もいつも車に鯖の味噌煮を一缶積んでいる。どうも貴重で離せないのだ。

そんなわけで、県内にはとちぎボランティアネットワークのフードバンクが、宇都宮・大田原・日光・那須烏山など、どんどん増えている。フードバンク日光では、お寺さんからも山のように食品をご寄付いただいて本当に感謝の山だ。ほんの少しだけど、と何人もの方々がいろいろなものをくださる。先日、「クローズアップ現代」（NHK9月25日放送）を見ていて思わず、と市内の農家のIさんが電話を下された。耕作していない土地があるから来年はカボチャでも植えようかと思う、と。カボチャや芋は保存できるので助かる。フードバンク宇都宮では、その日の寝る場と食事を提供することもしばしばだ。

また、フードバンクでは、いただいた寄付品を換金することは堅く禁じられているため、倉庫代や若いスタッフの給与がどこからも出ない。その資金集めに11月8日から9日にかけて、宇都宮から中禅寺まで56.7キロを歩いて寄付するチャリティウォークが行なわれる。馬返しからいろは坂を登る7キロコースもある。どうぞ皆様、ご協力下さい。歩かずともカンパや物品だけでも助かります。お問い合わせ・連絡先は028-622-0021とちぎボランティアネットワークへ。貧困の問題は他人事では無いと、思います。鶴首にてお待ちしております。（フードバンク日光運営委員、アスク外部評価審査委員）

2014年度介護保険制度改正に伴う課題

早乙女 順子

2000年4月に開始した介護保険制度は、まずスタートして「走りながら考える制度」と言われていましたので、2005年、2011年に改正があり、そして2014年には3度目の法改正となりました。各市町村が策定する介護保険事業計画も2014年度には第5期計画が終了します。その間、「施設等の居住費、食費の自己負担化」「予防給付と介護給付に分離」「要支援1・2、要介護1での電動ベッドなど福祉用具の利用品目制限」「度重なる介護報酬の改定」と目まぐるしい変化がありました。

さて、2014年度の法改正ではどの様になるのでしょうか。改正のポイントは、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平性」とのことですが、具体的にどの様なことが起きるのか知りたいところです。

そこで、7月30日に福祉ネットワーク（栃木県生活協同組合連合会福祉部会）が主催する、服部万里子さんが講師の「介護保険制度改定で何が変わるか」と題した学習会に、また8月19日にはさわやか福祉財団が主催した「新しい地域支援のあり方を考えるフォーラム」に参加し、更に、アスクの勉強会で講師をして頂いた小竹雅子さんが書いた岩波ブックレット『もっと変わる！介護保険』を読みました。

以上から、「介護の社会化は後退する」「必要なサービスが使えないのではないか」「地域の中で最後まで自分らしく生きることができるか」「自己決定が脅かされないか」「地域ケアシステムの構築は何を目的にしているのか」「介護の部分に医療が過度に介入するのではないか」「制度がより複雑になっていく」「新しい総合事業（地域支援事業）は誰が担い手になるのか」「市町村格差が生じるのではないか」等など疑問が次から次へ出てきました。

改正の主な内容と課題を列挙してみます。

（1）所得が低い人の第一号介護保険料

（65歳以上）の負担軽減。

第一号保険料は、現行では生活保護受給者などと本人年収80万円以下の人は、基準額の5割を納めていたものを3割に軽減となります。

（2）一定以上の所得がある人の利用料負担を2割に引き上げ。

利用料が2割になった人で今までと同じサービスが続けて利用することができない人は発生しないのでしょうか。

（3）施設サービスの居住費、食事の自己負担の補足給付（低所得者への負担軽減）の厳格化。

世帯分離で費用を軽減している高齢者の配偶者にどの様な影響が出るか明確ではありません。

（4）市町村に「地域ケア会議」開催を努力義務とし、個別ケアプランをチェックする。

包括的支援事業（地域支援事業のメニュー）として、利用者のケアプランを必要に応じて関係者でチェックして、変更を求めることができるとしているとのことですが、利用者や家族が加わらないところで変更を求めて良いのでしょうか。本人の意向はどの様に反映するのでしょうか。

（5）要支援（要支援1、2）の人を介護予防事業の対象者にする。

基本チェックリスト（簡易な）で二次予防事業の該当となった人と同じに、要支援1、2の人にも介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の対象となります。介護認定を受けずに基本チェックリストだけでサービスを開始することの説明が足りません。

（6）要支援（要支援1、2）のホームヘルプサービスとデイサービスを予防給付サービスからはずして、市町村の新しい総合事業（地域支援事業）に移す。

介護保険サービス（予防給付）から切り離され、新しい総合事業に移されます。今までは指定事業者による全国一律のサービスでしたが、移行後は市町

村の委託事業者の他、NPOや住民ボランティアなどの柔軟で多様なサービスが提供できると国は説明しています。でもそんなに上手く「柔軟で多様なサービスが提供できる」NPOや住民ボランティアは存在しません。8月19日のさわやか福祉財団が主催した新しい地域支援のあり方を考えるフォーラムで報告した団体はその役割を期待されている数少ない団体でしょう。

(7) 小規模なデイサービスは在宅サービスから地域密着型サービス(市町村指定)に移す。

要介護の人が使っていた今までのサービスの中で小規模なデイサービスの事業者を都道府県の指定から市町村指定の地域密着型サービスになります。隣町だが気に入って利用している人が住民票が無いからと利用できなくなります。

(8) 特別養護老人ホームの利用を要介護3以上とする。

特別養護老人ホームの利用は更に難しくなると利用を諦めた人もいるのではないのでしょうか。でも現在でも特養の利用者の要介護認定は平均3.6だそうです。わざわざ3以上とした理由は何処に有るのでしょうか。

(9) サービス付き高齢者向け住宅で、地域密着型サービスと地域支援事業が利用できるように住所地特例の対象とする。

サービス付き高齢者向け住宅に住んでいる人の中には今まで住んでいたところに住所を残したままの人もあります。でも地域支援事業や地域密着型サービスは住所が無いと使えません。そこで住民票を移すこととなりますが、住所地特例を拡大して住民票のある元の市町村が保険の費用を負担して転居先の負担を減らします。

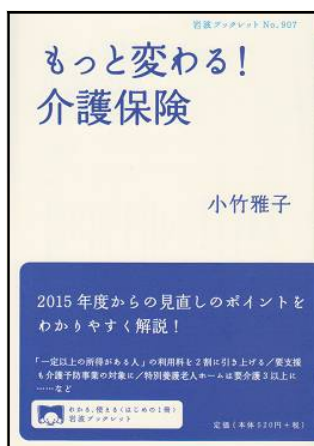
(10) ケアマネジャーの居宅介護支援事業所を市町村の指定とする。

「市町村がケアマネジャーの育成や支援に積極的にかかわることによってできるよう保険者の機能を強化する」としていますが、何ができるのでしょうか。

以上、主な改正項目を取り上げてみましたが、「地域包括ケアシステム」の課題もありそうです。「医療・介護の連携強化」ではなく、「介護における医療の強化」ではないかと、小竹さんは岩波ブックレット『もっと変わる！介護保険』の中で危惧しています。

私は、様々な規制で利用が減ったホームヘルプサービスを介護保険開始当初のように使いやすくして、在宅での生活が続けられるような改正を望んでいるのですが、いつも期待外れです。改正の度に介護の社会化は遠のくような気がします。

(特定非営利活動法人アスク副理事長、介護支援専門員)



岩波ブックレット No. 907 もっと変わる！介護保険

小竹雅子 著
520円 (+税)

岩波書店 刊
2014年8月28日 発行

小竹雅子(おだけ まさこ)1956年生れ。1981年から「障害児を普通学校へ・全国連絡会」事務局スタッフとして、地域の学校に通うことを願う障害を持つ子どもたち、保護者を支援する活動に参加。1996年「市民福祉サポートセンター」設立に参加し、1998年から介護保険をめぐる電話相談を企画。相談事例をもとに『介護保険ハンドブック』(岩波書店)を執筆。2003年より、「市民福祉情報オフィス・ハスカップ」を主宰。著書に『もっと知りたい！国会ガイド』(2005年共著)、『こう変わる！介護保険』(2006年)、『介護情報Q&A第2版』(2009年)(いずれも岩波ブックレット)。

著者は介護保険のスタートから介護保険制度をウォッチングし続け、国会の審議を傍聴し、メールミニコミで福祉に関する市民情報及び行政情報、新聞記事のクリッピング等を市民に発信している。毎年、介護保険利用者・家族や介護労働者の電話相談を実施して内容をとりまとめた冊子を頒布し、福祉に関するセミナーを開催して、市民の目線からの介護保険制度への問題提起をしている。本書では、介護保険の歩みを振り返るとともに、2015年度から大きく変わる介護保険制度の内容を解説し、介護保険にまつわるさまざまな社会的課題を取り上げ、介護保険を考える糸口を示してくれている。

介護保険改正と地域善隣事業

田中 義博

最近、人前でよく話すことだが、2000年に介護保険法が施行された時、市民が自ら担い手となり介護事業を起こすことによって地域福祉が前進するものと考え、介護を専門としない多くの普通の人たちに対して、ヘルパー養成講座を受講し、修了生たちでデイサービスやホームヘルプを立ち上げることを呼びかける立場に私はいた。

その後、介護保険制度は改正を繰り返し、複雑で分かりにくいものになってしまった。市民事業体にとっては、改正の都度、財政基盤を脅かされつつも、なんとか生き延びてきた。だが、今度の改正はどうだろう？ 制度改正で狙い撃ちにされるのは通所介護と訪問介護で、小規模な事業者は間違いなく淘汰が進むだろう。従来の通所介護と訪問介護の利用体系から「要支援」とされる人たちははじき出され、新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」の枠組みが設けられるという。

従来の介護保険の通所介護の外側に、「要支援」高齢者向けに「現行の通所介護相当」と、「多様なサービス」として「通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）」「通所型サービスB（住民主体による支援）」「通所型サービスC（短期集中予防サービス）」が出来るという。「新総合事業」は市町村が国のガイドラインに基づき地域の実情に応じて制度を設計し、それらの事業はNPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援するのだという。本当か？

10月1日に「新総合事業」について厚労省から『Q&A』が出たので、勉強しようと思って目を通してみた。結局ひとつも頭に入らず、これは市町村の役人に対して書かれたものなので、そのような立場にある方が読むものであって、市民事業による地域福祉の充実に取り組もうと考える者（少なくとも私）は読む必要がないと思い立った。高齢者福祉は、引き続き医療保険や介護保険を軸に事業が展開されるにしても、「新総合事業」という市町村の新制度に乗かって事業をする発想はやめようと、至極当たり前の結論に至った。違う発想で事業を組み立てないと、NPO法人や協

同組合など、財政基盤の弱い小規模の市民事業体は「安上がりサービス」に乗せられて疲弊させられてしまい、その存在意義を失ってしまいかねないと思う。

それではどうするか？ 最近私は、一般社団法人高齢者住宅財団（高橋紘土理事長）が提唱する「地域善隣事業」という構想に強く惹かれている。「地域善隣事業」の定義を整理すると、以下の通り。相対的に低所得で地域での居住を継続することが難しい高齢者を対象として、『ハードとしての「住まい」の確保』と『ソフトとしての「住まい方」の支援』を二本柱とした生活支援事業を、地域住民組織や医療機関、介護事業者、福祉行政、その他多様な事業者、関係者が連携・協力体制を構築することにより、利用者主体の事業として展開しようとするものである。「住まいの確保」は地域の既存資源（空家）を活用し、「住まい方の支援」は互助の醸成に留意しつつ、個々の対象者に応じた生活支援を実施する。

「地域善隣事業」の先進事例として取り上げられているのが、東京都の山谷地区を中心に活動しているNPO法人自立支援センターふるさとの会である。先日、宇都宮まちづくり市民工房で調査訪問したので、以下で紹介させていただく。

山谷は、かつて日雇い労働者が集まる街であったが、現在では生活保護を受ける単身高齢者が多数暮らしている。お金がない、家族がない、要介護状態、認知症・精神障害・末期癌などという何重にも重なる困難を抱える人たちが多数を占める地域で、必要に迫られるなか「互助ハウス（すまい）」や「共同リビング（地域の居場所）」等をつくり、全体で1,134人（内訳／独居745人、共居389人）を支援し、274名の雇用を創出している。その内121名が「ケア付就労」という形で働いており、これは、支援対象者のうち比較的若くて働ける人を生活支援の担い手として一般就労で雇用し、役割を發揮してもらう仕組みである。

この団体が持つノウハウの核心は、「互助の醸

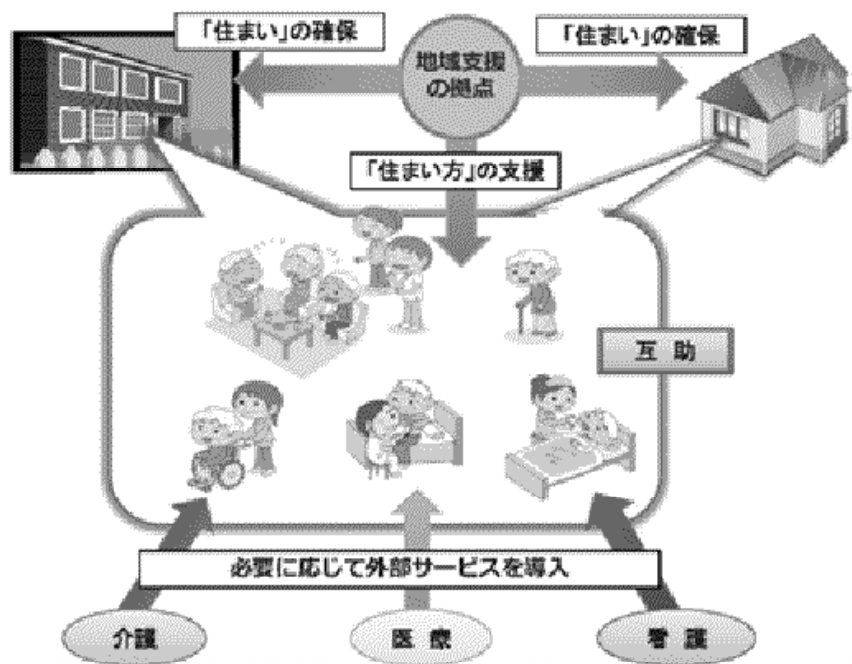
成」の仕組みづくりである。従来の福祉施設は利用者をお客様と捉え、サービスを提供し消費してもらうというアプローチをしていたが、ここでは「生活の主体」であり、自分で自分の生活を組み立てる当事者として共同生活の中で役割を持ち、互いに支え合いながら生活している。生活の互助が基盤となり、仲間づくり、地域の互助へと広がっていく。「ケア付就労」で具体的にはどんな生活支援サービスを提供するのかと質問したら、

「家族ができるすべてのこと」という答えが返ってきた。配食とか安否確認等のシステムを作るのではなく、家族的支援を行う実践のすごさを改めて思い知った。

繰り返すと、「地域善隣事業」は高齢者への住まいの提供と、住まい方の支援（生活支援サービス）を地域における事業者間の連携によって組み立てることにより、「地域包括ケア」を実現しようとするものである。生活困窮者対策、独居高齢者の支援といった、地域社会で顕在化する足元の課題から出発し、様々な事業者、行政を含む関係者で連携して事業を仕掛け、成り立たせていこうとするアプローチの仕方であり、結局、「新総合事業」が掲げている理想的な地域社会像と目指すものは同じである。

市町村が作る制度に乗って、制度事業の受け皿となることを目指すのは、もうやめよう。NP

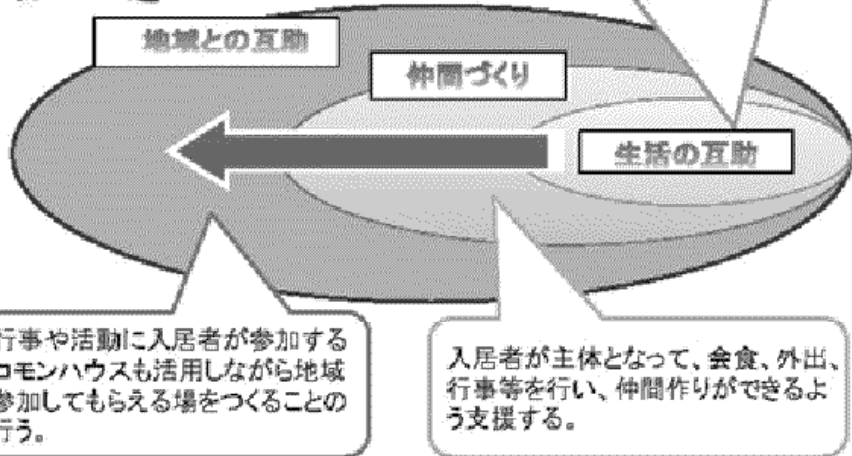
市町村が作る制度に乗って、制度事業の受け皿となることを目指すのは、もうやめよう。NP



互助の醸成



- ・入居者が共同生活上の役割を分担。
- ・共同生活にまつわるさまざまな約束事について入居者同士が話し合っ規則をつくったり、トラブルを解決していけるように支援する。



地域の行事や活動に入居者が参加すること、コモンハウスも活用しながら地域の人に参加してもらえる場をつくることの両方を行う。

入居者が主体となって、会食、外出、行事等を行い、仲間作りができるよう支援する。

生活の互助が基盤となり、仲間づくり、地域との互助へと広がる！！

○法人や協同組合などの市民事業体が、介護保険事業に取り組む一方で、志のある賃貸住宅事業者や家主等と連携して、空室の目立つ賃貸住宅や空き家を活用して生活支援サービスを提供することは、事業的に十分可能である。センスのある「シェアハウス」を開設、運営するという選択肢もある。地域に本当に必要な仕事を、自らの手で起こそう。

（企業組合とちぎ労働福祉事業団専務理事、特定非営利活動法人アスク理事、社会保険労務士）



退職後の人生を愉しむアメリカ人の知恵

松岡陽子マックレイン 著 海竜社 刊

1600円 (+税)

1997年9月 第1刷発行

松岡陽子マックレイン(まつおかようこ マックレイン) 東京生まれ。津田塾大学卒。1952年、ガリオア資金でオレゴン大学に留学、そのままユージン市に残る。現在、オレゴン大学名誉教授。父は作家・松岡譲、母は夏目漱石の長女・筆子。著書『Handbook of Modern Japanese Grammar』(北星堂)、『『漱石の孫のアメリカ』(新潮社)、『アメリカの常識・日本の常識』、『孫娘から見た漱石』(新潮選書)など。

戦後の日本の復興そして成長は目覚ましいものがある。生活様式も和風から洋風へと大きな転換がもたらされた。それは、アメリカ文化の影響が大きい。模倣といってもいいかもしれない。筆者は、20代後半にアメリカに来て、学生生活、結婚、育児、仕事と約50年を過ごした。その体験から、アメリカと日本の生活様式の違い、生活観について書いたものが本書である。

1997年発行と古いものであるが、人生の考え方について、いろいろと問題提起をさせてくれることもあり、私の心に残る本の中の1冊である。内容は多岐にわたっており、その中のいくつかについて紹介をする。

☆ 老後 ☆アメリカの大体の家庭では、家を買って30年は毎月その支払いをする。また、日本のように子供が両親の家を貰い受けるという習慣がないので、年をとって自宅に住めなくなったら、自宅を売って老人ホームに入る人が多い。そのうえ、年をとってから子供の世話になる慣習もないので、老後に不治の病にでもかかったらと、ある程度は貯金をし、夫婦ともども、いつも出費に気をつけている。もちろん、親子が近くに住んでいれば、年をとった親を世話している人は大勢いるが、その場合、大抵一日何時間か親を訪ね、話し相手になるとか、買い物をしてあげるといような日常の世話をすることである。親がそれ以上老いて、自分で全く何もできなくなると老人ホームに入り、子供はそこに会いに行くというのが普通のやり方である。日本で聞くように、同じ家に住んで娘や嫁が24時間世話して自分たちが疲れ切るといのはあまりない。だから老人ホームも

ピンからキリまでである。

☆ 結婚と夫婦同等 ☆アメリカでは、個人が自分のしたことに責任を持つ習慣があるから、親は子供の選んだ結婚相手をよほどのことがない限り受け入れる。結婚とは他の誰の問題でもなく当人同士の問題だと信じている。しかし、親子が昔風と一緒に住む日本の家庭では通らない考え方もかもしれない。また、夫婦について思うことは、若いアメリカの夫婦がいかに自然に同等になっているかということである。若い夫婦のほとんどが共働きで、料理にしろ、皿洗いにしろ、庭の仕事、それから大事な育児まで、お互いに時間のある方が何でもするようになっている。もちろん例外はあるだろうが。

☆ アメリカのよさ (ありがとう Thank you) ☆アメリカでは、人がほんの小さなことをしてもらっても、すぐ、Thank youという人が多い。バスを降りる際に運転手に向かってThank youという。また、買い物で、店員がお釣りを客に渡すと、客の方もThank youというのが普通である。自分がしたことを少しでも感謝してもらうのは誰でもうれしい。「親しき仲にも礼儀あり」という諺は真実を表している。

☆ アメリカのよさ (冠婚葬祭) ☆日本の冠婚葬祭の習慣も、簡単なアメリカ生活に慣れると大変煩わしいものを感じられる。結婚式も、誰もよびたくなければ、よばないで、自分の好きなようにしても周りから何も言われない。お葬式も簡単な内輪の者だけでしても誰も非難することなどない。冠婚葬祭に関しては、日本よりもアメリカの方がはるかに住みやすい。

☆ 幸福について ☆以下の文章は、長いアメリカ生活での筆者の実感である。「人間を幸福にするのは、毎日の小さな喜びの積み重ねである。その簡単な例としては、毎日、自分の好む栄養のある食事をする、庭の花を愛でる、自家の畑からとれる新鮮な野菜を楽しむ、仲のよい友達と会う時間

をつくる等々、こんな些細な楽しみを重ねることによって幸福感、満足感を味わうことができる。」

以上の5つの話、皆さん、どのように感じられたでしょうか。これからの人生を、試行錯誤しながら楽しく過ごしていきましょう。(N. M)

ケアワーカーのつばやき...

ケアワーカーさん、あなたのつばやきを聞かせてください！

新米高齢保育士のうろたえ

病院内保育所に夜勤専門の保育士として勤務して約2か月が経過しました。未だに不安と緊張で、勤務中もずっと早く朝にならないかと思っているのは、お泊りの子どもたちと同じです。余裕が出てきたら夜間保育の問題点を指摘したりもできるのかもしれませんが、今はとてもその段階ではありません。新米高齢保育士のうろたえぶりを報告いたします。

当初、勤務時間内のほとんどは子ども達は寝ているので、見守りだけで案外楽な仕事ではなかろうか、などと安易に考えて勤務をはじめました。週に1~2回ほど夜7時から朝8時の勤務で休憩3時間という条件で入社したのですが、実際は勤務時間が夕方5時から朝10時、月に10回ほどの勤務です。勤務日は自宅で入浴してから行き、勤務明けも少しは眠らないと夜までもちません。1日の勤務ではほぼ2日間拘束されるようなものなのです。

小規模の保育所ですが、学校や幼稚園が休みになると、昼間は1歳児から小学生まで来るので、児童館みたいになります。普段でも週1回は小学生が夜間保育に来ます。幼児の人数に応じて保育士の人数が決まるので、幼児1人と小学生2人の夜間保育でも保育士は1人です。年齢差が大きい子供たちは一緒に遊ぶのが難しいので、1人勤務の時は気を使います。

病院の厨房で作った食事を子ども達も食べるのですが、入院患者はほとんど高齢者で食事もそれなりなので、子どもには魅力がありません。大豆とひじきの煮物など食べさせるのも一苦勞です。でもここでだけでもそういう食事をするというのは良いことです。

私にとって一番の誤算は子どもたちの扱い難さです。眠くなったら母親しか受け付けないのが子どもですが、眠くなくても食事もトイレ介助も歯磨きも、慣れていない人は受け入れない子が多いのに驚きでした。2~3歳児がそういう時期なのです。私は昼間子ども達と一緒に遊んでいないので、子どもにとってはお客さんという感じなのでしょうが、私の手出しがかえって他の保育士の邪魔になっているようで、身の置き場がない気持ちがずっと続いていました。最近やっと子ども達も慣れてくれて、いろいろ活動もスムーズになってきました。

大きい子供たちとは会話が弾むように、「妖怪ウォッチ」を予約録画して観たり、「アナと雪の女王」もDVDで観たりといった程度の努力はしています。学校で保育課程を履修したわけでもなく、現場でのスキルがまったくない私としては、研修があれば行かせてもらいたいのですが、正職員ではないパートの身分ではそれも無理だろうと諦めています。先輩の保育士に教えてもらったり、個人的に学習していくしかないのでしょう。

ともかく今は、お母さん方には夜勤の時でも心配しないで仕事してもらえるように、朝無事に元気にお返しすることだけを考えて必死でやっているというのが現状です。(保育士)

アスクの活動から

外部評価・福祉サービス第三者評価活動

- 《地域密着型サービス外部評価》WAM NET (<http://www.wam.go.jp/>) に評価結果公表
- ・小規模多機能型居宅介護 : ひまわり苑 (那須町)
- 《福祉サービス第三者評価》とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構HP <http://www.tfhs.jp/>
- ・上三川保育園
- 《社会的養護関係施設第三者評価》
- 全国社会福祉協議会HP <http://www.shakyo-hyouka.net/search/index.php>
- ・情緒障害児短期治療施設「那須こどもの家」

インフォメーション

アスク公開学習会

介護保険2014年度改正のポイントと 新しい総合事業(地域支援事業)移行に伴う課題 市町村格差が生じるのは何故か？

2014年の介護保険改正に伴い、介護保険制度は大きく変わろうとしています。準備の整った市町村から順次実施に移される制度が、どのようなものになるのでしょうか？

改正のポイント「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平性」の意味を理解し、地域ケアシステムの構築や新しい総合事業(地域支援事業)などの課題を認識して、制度改正をよりよいものにするために、市や関係者(社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護サービス事業所、利用者・家族、NPO、ボランティア)が共に学び意見交換をします。

- 日時 2014年11月9日(日) 午後1:30から4:30まで
- 会場 厚崎公民館 2階 大研修室
- 講師 檜山光治さん(栃木県社会福祉士会会長)

プログラム

- 制度改正の解説** 2000年の介護保険スタート当時、県内市町村の介護保険計画づくりを支援した県北健康福祉センターの職員だった檜山さんによる制度改正の解説
- 意見交換会** 他市町村の職員や地域ケア会議に参加する地域包括支援センターの職員等から報告を受け、参加者間で今回の制度改正の課題を共有する

参加者 那須塩原市の担当課、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護サービス事業所、利用者・家族、NPO、ボランティア、市民

主催 特定非営利活動法人アスク

申込先 特定非営利活動法人アスク
TEL/FAX: 0287-62-4310
E-mail: npo.asc@nasuinfo.or.jp

*法改正等の資料の準備がありますので**必ず参加申込み**をしてください。

寄稿 歓迎

- ◆次号のニュースレターは1月発行予定です。読者からの情報や投稿を歓迎いたします。
- ◆書籍紹介欄に取り上げるのにふさわしい書籍をご紹介します。新本、旧本を問いません。400～800字程度の紹介文を付けていただくとありがたいです。
- ◆原稿はニュースレター発行元へ、12月末までにメール又はFAXでお送り下さい。